

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0800040	大学のライセンス対価として株式やストックオプション取得の可能化	財政法第8条	現在においては、国の機関が譲入の対価として受け取ることができる財産は、特別の法律に基づく場合のほかは現金が原則であり、株式、新株予約権を取得することはできない。	a	国立大学の法人化に伴うものであり、特段の措置は必要ない。	法人化後に対価として受け取ることのできる財産の種類に特段の制限は無く、基本的に各法人の判断によることとなる。ただし、株式取得は相手方に対する出資行為となるため、国立大学法人法においては、国立大学法人からの出資は「当該大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」に対して可能とされており、平成16年4月以降の法人化後において、ライセンスの対価としてこれらの者から当該国立大学法人が株式を取得することは可能となる。これら以外の者については、ライセンス対価として、(出資行為ではない)新株予約権を取得する方法によることが考えられる。		回答では政令で定めるもの以外の者については、ライセンス対価として、新株予約権を取得する方法によることが考えられるとされているが、要望内容は国立大学法人が直接ライセンス対価としての株式やストックオプション取得を可能とすることを求めている。政令に定めるものに限られる理由を具体的に示されたい。「政令で定めるもの」について具体的に示されたい。政令の公布時期について具体的に示されたい。	a	国立大学の法人化に伴うものであり、特段の措置は必要ない。	他の企業等に出資することについては、業務の自己増殖的な膨張を防止する等の観点から、公益性が高く、真に必要なとされるものに限定すべきと考えている。具体的には国立大学法人と密接に連携する必要も高い承認TLO(技術移転機関)を想定している。政令については現在関係部署と調整中である。	国立大学法人がライセンス対価として株式を取得できる者に、少なくとも、「承認TLO」が含まれることを平成15年度中に政令で定めることについて見解を示されたい。国立大学法人がライセンス対価として、新株予約権については、発行主体を問わず取得することが可能であることを平成15年度中に明確にし、インターネット等により周知を図ることについて見解を示されたい。国立大学法人が、「承認TLO」以外のベンチャー企業等の者に対する出資を可能とすることを検討することについて見解を示されたい。				5014	5014120	(社)関西経済連合会	12	大学のライセンス対価として株式やストックオプション取得の可能化		国立大学において(独立行政法人化後も規制される)大学のライセンスの対価としての株式やストックオプション取得を可能とする。	文部科学省
z0800050	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業許可の適用除外	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならないが、許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害予防規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。	b		ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い、平成17年度中に所要の措置を講ずる予定。	改正が必要な法令は措置の内容によって異なる。	回答では平成17年度中に所要の措置を講ずる予定とされているが、要望内容はファイナンス・リースの場合における賃貸業の許可不要を求めているものであり、「賃貸業に係る義務の軽減」についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る義務の軽減(例えば、施設の設置・維持に関する義務の軽減等)を講ずる予定。その際には、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ、専門家等による検討を行うことが必要。また、放射線障害防止法については、今後、大幅な改正を検討しており、さらに法律改正に対応して関係政省令も大幅な改正を行うこととなるので、本件についてもその一連の制度改正の過程で対応する。このため、措置を講ずる時期は平成17年度となる予定。				5034	5034090	(社)リース事業協会	9	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業許可の適用除外		・ファイナンス・リースにより放射性同位元素(一体不可分等の機器を含む)を賃貸する賃貸業者は、本法の賃貸業を許可不要とするなどの措置を講ずるべきである。	文部科学省	
z0800060	高等学校の新たな課程区分の設置	学校教育法第4条	高等学校に置かれる課程は、全日制、定時制及び通信制と定められている。	d		定時制課程は、学校教育法第4条に「夜間その他特別な時間又は時期において授業を行う課程」と規定されている。現在、既に各県に設置されているいわゆる三部制の定時制高等学校で実施されているとおり、定時制課程を選択することにより、提案の時間帯において授業を行うことは現行制度上可能となっている。また、本提案は新たな制度の創設に該当し、規制緩和事項ではない。		回答では定時制課程を選択することにより現行制度下で可能とされているが、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期については、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	定時制課程における多部制の設置については、その設置等を促進するために導入された単位制の創設から15年余りが経過しており、また、約7割の都道府県において多部制の定時制公立高校が設置されていることから、その周知が図られているものと考えているが、都道府県教委・高校等の職員を対象とした各種会議の場において、定時制課程における単位制の導入など特色ある学校づくりについての事例紹介や制度の周知を図ることとしてほしい。				5045	5045020	神奈川県	2	高等学校の新たな課程区分の設置		本県の「県立高校改革推進計画」(平成11年11月策定)においては、生徒一人ひとりの学習計画や生活スペースに応じて学ぶことができるフレキシブルスクールを設置し、特に全日制と定時制の課程を併置する場合には、両者を一体として午前から夜間にわたる12時間の授業時間帯を設け、より柔軟な学びの場を提供することとしている。	文部科学省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
20800090	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望	独立行政法人大学入試センター法 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十六号) (業務の範囲)第十二条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 三 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。	(1) 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)においては、法科大学院の入学選抜については、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきであることや多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させることが提言されており、具体的には、法学部既修者であることと否を問わず、全ての出願者に統一した適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を課すこととされている。 (2) この適性試験について、平成14年3月には、政府においても司法制度改革の実現に向けて、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨を閣議決定したところであり、法科大学院については、平成16年4月の学生受入を目標として所要の措置を講じることとされ、同7月に、自民党の司法制度改革調査報告書において、「入学のための統一適性試験については、思考力や分析能力等を判定するため、そのような問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的に大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有する組織によって実施されるべき」とされたところである。 (3) このような中、現在、法科大学院設立の構想を有する大学が自主的に参集し、「法科大学院協会設立準備会」を組織し、法科大学院の入学選抜方法、教育内容・方法、教員研究の在り方などについて検討しており、去る平成15年2月12日に開催された同準備会総会において、法科大学院の適性試験の実施機関については、全国規模の共通試験である大学入試センター試験を実施してきた経験と実績、及び当該試験が継続的かつ安定的に実施されることや問題作成の適切さや業務の公平性・公正性の観点から大学入試センター試験を実施機関として推薦することの決定を見たところである。 (4) これを受け、大学入試センターにおいては、法科大学院の適性試験の実施することとなるが、法科大学院が認可される前の平成15年度秋に実施されること、また、今後の法科大学院について中心的組織となる「法科大学院協会」は、現段階では「設立準備会」であることから、現行の大学入試センター法第12条第1項第2号に規定する調査研究の一環として実施することとした。			1. 法的根拠について 大学入試センターでは、従来から独立行政法人大学入試センター法(以下「法」という。)第12条第1項第2号の規定に基づき、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究として、適性試験等に関する調査研究を行ってきたところであり、今回実施される適性試験については法科大学院自体が設置される以前に行われるものであるとともに、我が国で初めて行われるという試験であることを踏まえ、法第12条第1項第2号に規定する調査研究業務の一環として今回の適性試験を実施することとしている。 また、文部科学省としては、法科大学院協会設立準備会の推薦に基づき、大学入試センターの「独立行政法人大学入試センター」に関する目標(中期目標)について所要の変更を行ったところである。 なお、学校教育法上、「大学には、大学院を置くことができる」とされており、大学院は大学に置かれる教育研究組織であることから、法令上、特段の定めがない限り「大学」には、「大学院」も含まれるものと解されている。 2. 独立行政法人の趣旨及び民衆圧迫について (1) 法科大学院における適性試験は、司法制度改革審議会意見書においても指摘されているとおり、法科大学院における多様性の確保のため、入学選抜の一環として、すべての出願者について、法科大学院の履修の前提として要求される資質を試すものとして統一的に実施されるべきものであり、公共上の見地から確実な実施が必要なものであると考えている。 (2) また、適性試験は、民間の主体のみに委ねられた場合には中立性・公平性の立場から、適切かつ継続的に実施されるという保証は必ずしもなく、仮に適正に実施されない場合は、法科大学院の入学選抜に著しい影響を及ぼし、同意書の主旨にも反することとなる。 (3) さらに、とりわけ我が国において、適性試験に関する蓄積・経験が浅いことから、これから行おうとする法科大学院の適性試験が入学選抜のための重要な資料として真に活用されていくためには、適性試験の結果と法科大学院の入学後の成績との相関係等について継続的な分析調査研究を実施するとともに、これを踏まえた適性試験自体の改善が一体となって行われることが必要かつ重要なことであると考えている。大学入試センターは、従来から入試の問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的に大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有しており、このような観点からも、法科大学院協会設立準備会から大学入試センターが適性試験の実施母体として推薦されたところであり、 (以下「その他」欄に続	(「措置の概要」欄より続く) 大学入試センターとしてはこれに代えることが大学入試センターに関する中核的機関としての社会的責務であるとの認識に立ち、調査研究業務の一環として適性試験を実施することとしている。 (4) よって、独立行政法人である大学入試センターが適性試験を実施したとしても独立行政法人の目的に反するものではないと考えている。 (5) なお、これは他の機関が行う適性試験を排除するものではなく、また、大学入試センターが行うに当たっては適性試験に係る費用の全てについて受験料収入で賄うこととしており、別途の国費を投入して行うものではない。これらのことから、大学入試センターが実施することが直ちに民衆を圧迫するものではない、と考えている。 3. 適性試験の問題作成について (1) 法科大学院の適性試験は、意見書においては、法律学についての知識ではなく法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すものと位置付けられているものである。 (2) 特に法科大学院の入学者については、法学部出身者だけではなく、多様な学生を入学させることが求められていることから、適性試験においては、法律学に関する科目の履修歴に依存しない資質を問うものとなることが必要であり、これらの資質を判定する問題作成については、必ずしも実務法曹者が関与しないというものではなく、様々な観点から問題作成が行われるべきと考えている。	回答では大学入試センターが行うに当たっては適性試験に係る費用の全てについて受験料収入で賄うこととしており、別途の国費を投入して行うものではないとされているが、大学入試センターが既存の施設、設備及び人員等を活用して適性試験を実施することは、他の機関と比べて有利な競争条件で行われるおそれがあり、この点を踏まえ、要望についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。										5061	5061010	(財)日弁連法務研究財団(理事長 新堂幸司)	1	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望		独立行政法人大学入試センターによる法科大学院統一適性試験は来年度以降実施されるべきではない。(財団法人日弁連法務研究財団は、本年8月3日に第一回統一適性試験を実施することを予定し、既に受験要領を配布し、願書を受け付けているところである(本年6月27日締切)。これに対し、大学入試センターは、別途、統一適性試験を本年8月31日に実施することを予定しているが、センターによる当該試験上の根拠を欠き、来年度以降実施されるべきではないと考えている。なお、本年度のセンターによる試験実施に関しては、既にその実施が公表されている現状に鑑み、当財団としても、あくまでも受験生及び大学側の混乱を避けるために実施をむなしとしているものであり、センターによる試験の実施を是認したものではない。)	文部科学省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z0800120	義務標準法に定められている加配教員制度の改善	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第7条第1項・第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条の2、第5条	義務標準法第7条第2項及び第15条において、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など特定の教育目的を達成するため、法令で定める事情がある場合には教職員定数を加算することとしている。	c		加配教員は、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など、法律に基づいて国の政策として取り組むべき特定の教育目的を達成するため、教職員定数を特例的に措置し、特定目的の教育の充実に資するためのものであり、このような加配教員を少人数の学級編制への活用など、その目的外に使用することは認められない。 なお、加配措置は、義務標準法に規定するそれぞれの加配趣旨に照らし、個々の学校の意向を受けた都道府県からの要望を踏まえて行われており、また、都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことも可能であるなど、現行においても事実上都道府県の意向が幅広く反映される制度となっている。 また、地方の自由度を大幅に拡大する観点から、本年度より、加配制度の大括り化を図ったところであり、各都道府県が児童生徒の状況等に応じて柔軟に定数を活用することができるようにしているところ。			c	義務標準法における標準定数は、基礎定数と加配定数とにより構成されている。 すなわち、基礎定数は、学級規模等により機械的に算定されるものであり、一方、加配定数は、教育上特別の配慮を必要とする事情がある場合に特例的に、当該事情の解決を図るといった特定の教育目的の充実に資するため、措置しているものである。したがって、加配定数は、基礎定数とはその目的・趣旨を全く異にする一定の政策目的を国策として達成するための手段であることから、これらを一体的なものとして取り扱うことはできない。 また、各都道府県は、当該事情の有無を踏まえ、必要に応じて要請を行い、国は都道府県の意向を十分に踏まえた上で定数措置をしているところであり、都道府県の意向と異なる定数措置は行われておらず、そもそも区分間の流用の必要性が生じるものではない。 なお、当初の計画や事情の変更により、加配区分間の流用が特別に必要となる場合には、その都度個別に都道府県からの要請を受け、必要対応を行っているところである。この点については、毎年度の加配定数申請の際の意見聴取等を通じ、事務担当レベルの周知は図られているところであるが、引き続き所管事務担当者会議の中で理解を促していくこととした。				5094	5094030	長野県	3	義務標準法に定められている加配教員制度の改善			加配教員については、その活用方法に制約があるため、法第7条第1項の学級編制に必要な数と加配教員の数を加えた合計数を、明確な算定式で都道府県に定数配置するようにし、教員の活用を弾力化する(加配制度を廃止し、標準法第7条第1項に必要な見直しを行う)。			もし、加配制度の廃止ができないようであれば、加配教員の都道府県への配分基準を明確化するとともに、区分間の流用や学級編制への活用を、都道府県の判断により、可能となるような制度とする。	文部科学省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800130	市町村が独自に教科書を採択	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項、第13条第4項	都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域内について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域に教科用図書採択地区を設定することとなり、採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。	c		採択地区の編成を市・町・村単位にすることに、町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現状では市群単位で採択地区を構成する現行制度が適当である。 なお、現行制度上、市・郡単位で採択地区を設定できるにもかかわらず、多くの都道府県教育委員会では、実際には複数の市・郡を併せたより広範な地域に採択地区を設定している。このような現状にかんがみ、「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日地方分権推進改革会議)や「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成14年12月閣議報告)では、都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえ採択地区の適正規模化に向けて見直しを行うことが求められており、文部科学省においても、これらを踏まえ、各都道府県教育委員会等に指導を行っているところ。	回答では町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現行制度が適当であるとのことだが、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号において、教科書その他の教材の取り扱いが町村を含め教育委員会の職務権限となっていることと現行制度の整合性を示されたい。 市町村教育委員会等の意向を踏まえ採択地区の適正化に向けた見直しを都道府県教育委員会等に指導を行っていることとされているが、採択地区の適正化の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		義務教育諸学校における教科書の採択については、学校設置者たる市町村教育委員会等に採択権限があるという前提のもとに、複数の市町村で構成される採択地区においては、採択権者たる市町村教育委員会が互いに協議して同一の教科書を採択することとされているものである(なお、協議の具体的方法については採択地区内の教育委員会の権限と責任に委ねられている)。都道府県等への指導については、既に平成14年8月に通知を発送したほか、15年4月にも都道府県教育委員会担当者向けの会議において改めて指導の徹底を図ったところであり、現在、これらを受けて各都道府県教育委員会において小規模化に向けた検討が開始されたところと考えられる。したがって、文部科学省としては、当面は、都道府県教育委員会の取組状況の把握に努めることとし、さらなる指導の必要性については、採択地区の設定が自治事務であることに留意し、今後の進捗状況を踏まえた上で改めて検討することとしたい。				5095	5095010	鳥取県	1	市町村が独自に教科書を採択	単独町村での教科書採択ができないことを撤廃			文部科学省	
z0810010	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	国家公務員法第101条、人事院規則14-17、14-18	国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業については、人事院規則等に基づき原則勤務時間内に行うこととなっているが、平成15年4月からは、構造改革特別区域計画における特定事業に国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業が位置付けられた場合は、勤務時間内兼業を行うことができることとなった。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、まずはその効果等の評価を見ることが必要と考えるが、平成16年度からは国立大学等が法人化することにより、全国で、各国立大学法人等の判断により勤務時間内兼業が可能となる。	回答では平成15年4月から特区では実施可能とされているが、要望内容は更なる産学連携を促進するために速やかにその全国展開を求めるものであり、16年4月からの国立大学法人化を待たずに全国展開することを検討されたい。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、その実施状況を評価した上で、全国実施、特区限定、特例措置の廃止又は是正を決めるものとされたところであり、まずはその効果等の評価を見ることが筋と考える。	国立大学法人化に伴い、各国立大学法人の判断により、国立大学教員の勤務時間内役員兼業が可能になる旨、平成15年度中に周知することについて見解を示されたい。				5014	5014110	(社)関西経済連合会	11	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	201202203	国立大学において法人化を待たずに勤務時間内の兼業許可を全国的に実施する。	文部科学省【人事院】	